

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人B l e s s Uと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県下閉伊郡山田町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、生命をもっとも大切にすることを原点に、あらゆる人と人とが補い合える共生地域の創造を通し、支援を必要とする人々（主として、ひとり親家庭の父または母、子ども、高齢者）が、自らの意思で主体的に活力に富んだ生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、日本国内の全地域で、次の事業を行う。

- (1) 災害被災者支援制度事業
- (2) 生活困窮者自立支援制度事業
- (3) ひとり親家庭の在宅就業推進事業
- (4) 母子家庭等日常生活支援事業
- (5) ひとり親家庭生活支援事業
- (6) 母子家庭等就業・自立支援事業ならびに自立支援センター事業
- (7) 母子自立支援プログラム策定等事業
- (8) 面会交流支援事業
- (9) 地域子育て支援拠点事業
- (10) 子育て援助活動支援事業
- (11) 子どもの健全育成促進支援事業
- (12) 放課後児童健全育成事業
- (13) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援事業
- (14) 男女共同参画社会基本法に基づく支援事業
- (15) 高齢者生きがい活動促進事業
- (16) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (17) そうざい製造、販売
- (18) 飲食店営業
- (19) 農作物の生産、加工、販売
- (20) その他当法人の目的並びに前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会、理事、監事を置く。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示す

る方法により行う。

(規 律)

第7条 この法人は、社員総会が別に定める理念及び倫理規定に則り、事業を公正かつ適切に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 社員

(入 社)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退 社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開 催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 各理事又は監事について、当該理事又は監事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事又は監事の合計数が、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 常勤の理事及び監事（常勤であるか否かを問わない。）に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる

3 前2項に関し、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

4 常勤でない理事に対しては、原則として報酬等は支給しない。ただし、役員等報酬規程に従って算出した額を、社員総会の決議を経て、報酬として支給することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人は、事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供すものとする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、社員総会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の各書類を、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(余剰金の分配)

第29条 当法人は、余剰金の分配はしないものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第33条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第34条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第8章 補則

(委任)

第35条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日ま

でとする。

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 中居知子 村上清夏 伊藤峻

設立時代表理事 中居知子

設立時監事 中村剛

(設立時社員の氏名及び住所)

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人B l e s s U設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2023年1月10日

設立時社員 中 居 知 子 印

設立時社員 村 上 清 夏 印